令和２年４月７日

認定こども園

保育園　　　　　保護者各位

地域型保育事業

千葉市こども未来局

こども未来部　幼保運営課長

新型コロナウィルス感染症に係る登園自粛のお願い

新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、政府から緊急事態宣言が発せられることとなりました。感染拡大の防止、保育園等の機能維持などの観点から、できる限り自宅での保育（登園自粛）にご協力をお願いします。

１　登園自粛依頼期間

令和２年４月８日（水）～５月２日（土）

　※休日保育は５月６日（水）まで

　※状況に応じて変動する可能性があります。

２　保育料の減免

登園を自粛した日数分の保育料は、以下により後日返金します。

　・４月８日（水）から５月２日（土）までの間、保育園等の開園日（土曜日含む）に　　　１０日以上お休みいただいた方は、４月分の保育料を全額免除します。

・上記の期間、１０日未満（土曜日含む）お休みいただいた場合は日割り計算します。

　　※原則として一度決定済の保育料をお支払いください。

※後日、各園から登園自粛に協力いただいた日数の報告を受け、返金いたします。

（民間の認定こども園、小規模保育事業など、園と直接契約している場合は、各園にお問い合わせください。）

　　　※お休みの日数を保護者の皆様から市へ報告する必要はありません。

　　　　（市に対する手続きは不要です。保育園等の利用状況を市・園で確認します。）

　　　※延長保育料は、現状のとおり、利用日数に関わらず４月分の料金を徴収します。

　　　　なお、４月に１日も利用しない場合は後日返金します。

３　給食費の減免

食材料費の注文等を園がキャンセルできる食数分は、給食費を減免するよう市から園に依頼しています。詳細は各園に確認してください。

４　その他

　お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えてください。

問合せ先：幼保運営課　043-245-5726